

「研究機関における公的研究費の管理・監査 のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備 等について

平成19年9月13日

文部科学省科学技術・学術政策局
調査調整課競争的資金調整準備室

概 要

・競争的資金の拡充と課題

- ・ 概算要求の概要
- ・ 研究費の管理・監査体制の整備
- ・ 研究費の効果的・効率的配分

・ガイドラインに関する検討の経緯、現在の状況等

- ・ これまでの経緯
- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会の設置
- ・ 制度改善に関する検討の状況

・ガイドラインで各機関に実施を要請している事項

・ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認手法

- ・ 体制整備等の実施状況報告書について
- ・ 文部科学省における確認(報告書)
- ・ 文部科学省における確認(現地調査)

・今後の予定

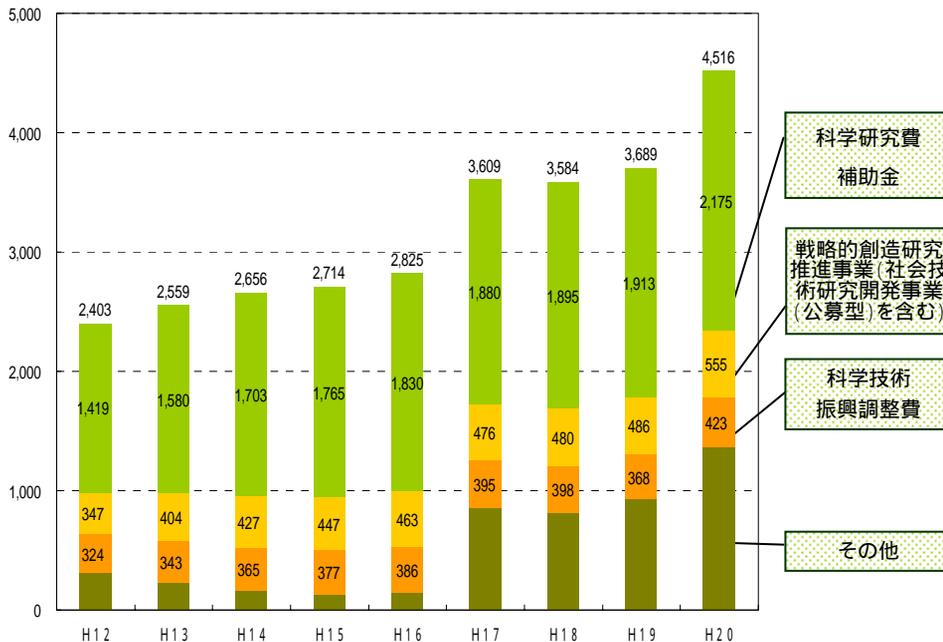
競争的資金の拡充等による研究開発の推進

平成20年度概算要求額 452,000百万円
平成19年度予算額 369,040百万円

研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献するとともに、イノベーションの種となる多様な基礎研究を推進する科学研究費補助金等の競争的資金の拡充を図り、研究開発の推進とイノベーションの創出を図る。

文部科学省の競争的資金の推移

(億円)



運営費交付金中の推計額を含む

文部科学省の競争的資金の一覧

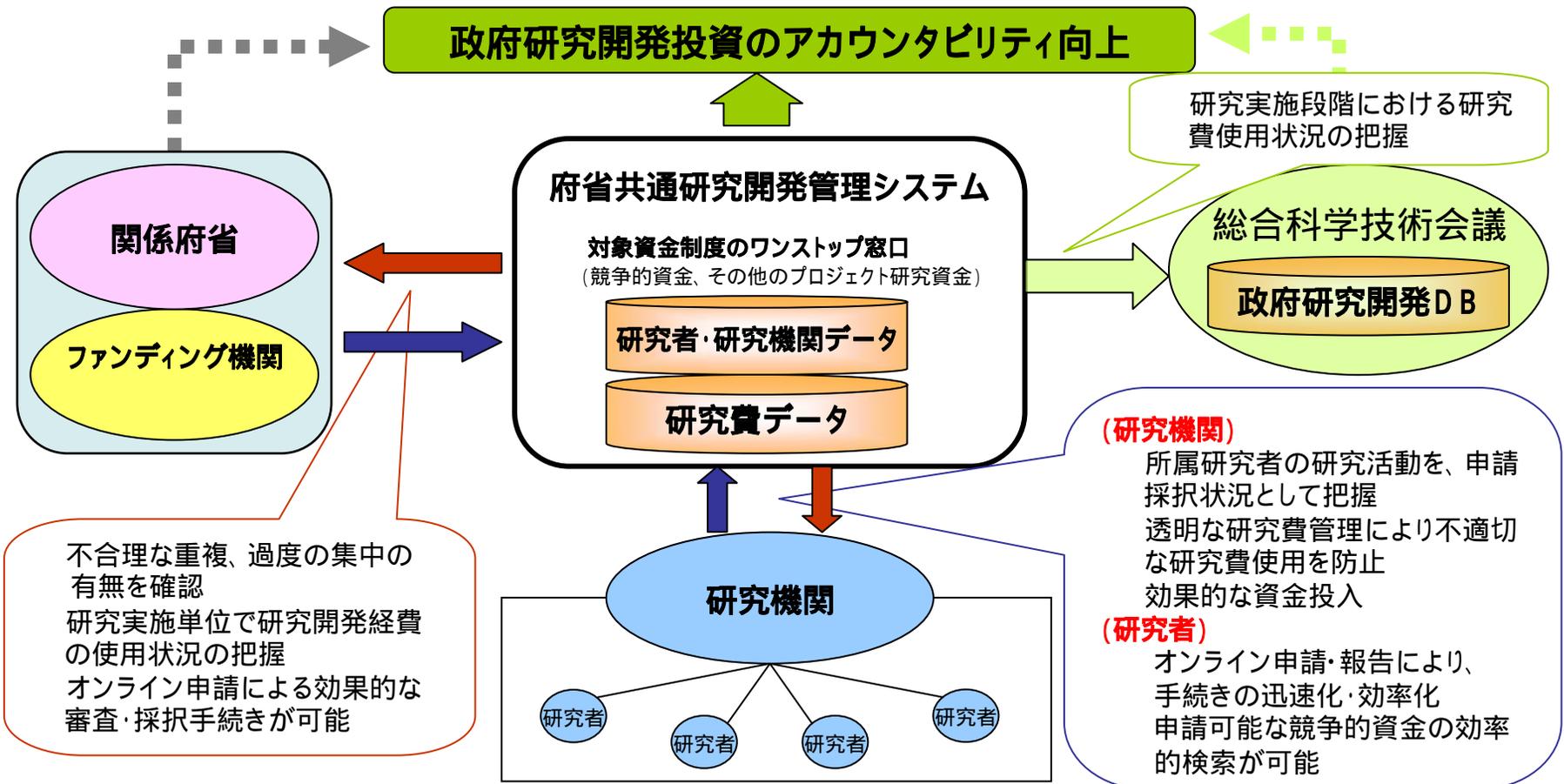
は文部科学省、はJSTの運営費交付金 平成20年度概算要求額 平成19年度予算額 (億円)

事業名	平成20年度概算要求額	平成19年度予算額
科学研究費補助金	2175	(1,913)
戦略的創造研究推進事業	555	(486)
(社会技術研究開発事業(公募型)を含む)	16(内)	(12)内
科学技術振興調整費	423	(368)
グローバルCOEプログラム	470	(158)
21世紀COEプログラム	46	(220)
世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム	92	(35)
キーテクノロジー研究開発の推進	274	(160)
地球観測システム構築推進プラン	6	(6)
原子力システム研究開発事業	63	(52)
先端計測分析技術・機器開発事業	60	(48)
革新技術開発研究事業	8	(17)
独創的シーズ展開事業	119	(90)
産学共同シーズイノベーション化事業	31	(18)
重点地域研究開発推進プログラム	128	(83)
地域結集型研究開発プログラム等	29	(35)
[新規]		
政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業	6	(-)
人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業	5	(-)
未来挑戦研究(ハイターゲット研究)(仮称)	10	(-)
海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム	5	(-)
原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ	10	(-)

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(平成19年2月15日大臣決定)などを踏まえて、研究費の管理・監査体制の整備を進める。研究費の効果的・効率的配分に向けて、「府省共通研究開発管理システム」を運用。

府省共通研究開発管理システムの効果

府省横断的に競争的資金を中心として研究費に関する書類をオンライン電子化
(応募受付 審査 採択 課題管理 成果報告等の一連のプロセスを支援)
特定の研究者への研究費の不合理な重複や過度の集中を回避
業務効率化、研究者の利便性の向上



ガイドラインに関する検討の経緯、現在の状況等

これまでの経緯

- 研究費の不正対策検討会報告(H18.12.26)
- ガイドラインの文部科学大臣決定(H19.2.15)
- H19.11の報告書提出までに最低限実施を要請する事項(必須事項)の通知(H19.5.31)
- 研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会での検討(H19.8.6～)

検討会の資料やよくある質問と回答等、各種の情報を

文科省HP(http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b.htm)で公表しています。

検討会の設置

□ 研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会の設置(平成19年7月31日科学技術・学術政策局長決定)

□ 趣旨

「ガイドラインを踏まえた大学等研究機関における公的研究費の管理・監査の体制の整備状況に関する確認、評価、指導助言、是正措置等について検討する」

□ 検討事項

- (1) 研究機関の取組状況の確認、評価について
 - (2) 文部科学省等が実施するモニタリング、指導及び是正措置について
 - (3) 公的研究資金制度の改善方策について
-

検討会の委員等

(委員)

- 葦名 弘 KDDI株式会社リスク管理本部 業務・コンプライアンス監査部長
- 石井 紫郎 東京大学名誉教授
- 石渡 朝男 学校法人二松学舎監事
- 大久保和孝 公認会計士 新日本監査法人社員
- 郷原 信郎 桐蔭横浜大学教授 コンプライアンス研究センター長
- 佐藤 慎一 東京大学大学院人文社会系研究科教授
- 佐野 慶子 佐野公認会計士事務所長
- 末松 誠 慶應義塾大学医学部医科学教室教授
- 高 巖 麗澤大学国際経済研究科教授 企業倫理研究センター長
- 知野 恵子 読売新聞社編集局 編集委員
- 中村 栄一 東京大学大学院理学系研究科教授
- 長谷川正文 茨城大学理事・学長補佐・事務局長

(配分機関)

- 小間 篤 独立行政法人科学技術振興機構 研究主監
 - 渡辺 淳平 独立行政法人日本学術振興会 研究事業部長
-

制度改善に関する検討の状況

□ 単年度主義に起因する問題の改善

- (1) 繰越明許費制度の活用促進と一層の弾力化
- (2) 研究期間の弾力化

□ 資金制度運用の弾力化

- (1) 資金交付の一層の早期化
- (2) 事後チェック主義化の推進と費目間流用の一層の弾力化

□ 各競争的資金等の制度の統一的取扱い

- (1) ルールの統一・共通化
- (2) 異なる競争的資金等の合算使用

□ 間接経費の大幅拡充

ガイドラインで各機関に実施を要請している事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表することが必要である。

(全機関に実施を要請する事項) **必須事項**

機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。

機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「部局責任者」という。)を定め、その職名を公開する。

最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、**研究費の不正な使用(以下、「不正」という。)**が行われる**可能性が常にあるという前提**の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

(1) ルールの明確化・統一化

(全機関に実施を要請する事項) **は必須事項**

競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。

機関としてルールの統一化を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的運用を図る。

ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。

事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

(2) 職務権限の明確化

(全機関に実施を要請する事項)

競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。

業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。

各段階の関係者の職務権限を明確化する。

職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(3) 関係者の意識向上

(全機関に実施を要請する事項)

研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。

事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。

研究者及び事務職員の行動規範を策定する。

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(全機関に実施を要請する事項)

不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。

不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。

懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

(全機関に実施を要請する事項)

不正を発生させる要因がどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(2) 不正防止計画の実施

(全機関に実施を要請する事項) **は必須事項**

研究機関全体の視点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置く。

最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。

(全機関に実施を要請する事項) **・ は必須事項**

予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。

不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。

発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。

納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。

研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。

(全機関に実施を要請する事項) ~ **は必須事項**

競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

機関内外からの通報(告発)の窓口を設置する。

不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。

研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。

競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。

(全機関に実施を要請する事項) **は必須事項**

競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。

内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。

内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。

内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。

ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認手法

実施状況報告書の提出(11月15日)
様式は文科省HP(http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b.htm)に掲載予定。

書面による確認

現地調査

書面による確認結果、現地調査結果の整理・分析

参考とすべき取組の抽出・普及

問題がある場合

ガイドライン見直し等

問題点を当該機関に対して指摘(機関名を伏せて、その内容を公表)
機関における改善計画の策定・実施
計画が実施されない等、問題が解消されない **是正措置**

(参考)

- 報告書の様式については、文部科学省ホームページの下記アドレス上において、近日中に公開する予定です。(ホームページ上より、様式のダウンロードが可能です。)

[アドレス]

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b.htm

The screenshot shows the official website of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). The page is titled "競争的資金等に関する取組 - 文部科学省" (Competitive Funding etc. - Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology). The main content area is titled "競争的資金等に関する取組" and contains the following text:

広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する「競争的資金」は、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究成果を創出するとともに、競争的な研究環境の形成に貢献するものです。このため、文部科学省では競争的資金の拡充を図るとともに、特定の研究者に対する研究費の過度の集中や重複の排除、研究費の不正使用等の防止についても積極的に取り組んでいます。このHPでは、文部科学省の競争的資金の状況のほか、公的研究費の不正使用防止のための取組みなどについてご紹介いたします。

- 競争的資金制度
 - ・ [文部科学省の競争的資金一覧](#)
 - ・ [政府の競争的資金一覧](#) (※総合科学技術会議ホームページへリンク)
- 研究費の不正使用等に対する取組
 - ・ [研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会\(平成19年8月～\)](#)
 - ・ [研究費の不正対策検討会\(平成18年8月～平成18年12月\)](#)
 - ・ [研究費の不正な使用に関する対策チーム\(平成18年8月\)](#)

[お知らせ]

- ・ [研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会開催について](#)
- ・ 「[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン\(実施基準\)](#)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の書式について(準備中)
- ・ [実施報告書の様式については、こちらからダウンロードできるよう、現在準備中です。](#)
- ・ [平成19年度「安全・安心科学技術プロジェクト」の課題公募について](#)

[報告書・関連文書]

- ・ [研究費の不正対策検討会報告書\(平成19年12月26日\)](#)
- ・ [研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン\(実施基準\)](#)(平成19年2月15日)
 - ・ [ガイドラインに関するよくある質問と回答例\(FAQ\)](#)
- ・ [研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン\(実施基準\)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について\(平成19年5月31日文部科学省科学技術・学術政策局長通知\)](#)

[関連リンク]

- ・ [科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会](#)
- ・ [ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム\(HFSP\)](#)

科学技術・学術へ戻る

ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書について

□ 報告書の性格

- (1) 体制整備等の状況に関する報告書
- (2) 文科省におけるガイドラインの見直し等にあたっての資料

□ 報告書の構成

- (1) ガイドラインに沿った内容の報告書(記述式)
現状(取組状況)、課題と今後の取組予定等の記述
 - (2) 根拠規程等(報告書添付資料)
 - (3) 全体的な傾向等の分析の基礎資料となる取組状況整理票
-

報告書の作成に当たっての留意点

- 研究機関は、その性格や規模において極めて多様です。ガイドラインは、大綱的性格のものであり、各機関の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与し、留意事項を参照しつつ、機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度構築を求めています。
 - 実施状況報告書は、最高管理責任者が機関の状況を報告するものであり、機関全体の状況について記述することが基本です。
 - 最高管理責任者が機関の現状と課題を具体的に把握し、機関としての対策を講ずることが重要であり、形式だけを整えることを求めるものではありません。
 - 機関における特色ある取組、最高管理責任者のリーダーシップが発揮されていると考える事柄についての記述欄や、ガイドライン全般に対する意見等についての記述欄を設けています。
 - 整理票の作成に際して、部局によって状況が異なる場合でも、機関全体としての状況を判断することが重要です。
-

文部科学省における確認(報告書)

- 各機関の報告書の記述内容について、添付資料を参照しつつ、ガイドラインの項目に照らして個別に確認します。
 - ・ 「必須事項」に関しては、その趣旨に照らして着実に実施されているかを確認します。
 - ・ 「必須事項」以外の事項に関しては、各機関における検討または実施の状況等を確認します。

(注) 報告書の内容や整理票の項目等については、

文科省HP(http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b.htm)に掲載予定。

文部科学省における確認(現地調査)

- 報告書の書面確認結果とは関係なく、実態把握のために、資金配分額の多い機関を中心に、機関の性格や規模等のバランスに配慮したサンプリングによる現地調査を実施(年間100機関程度)
 - 現地調査においては、報告書の内容を基に、各責任者等へのヒアリングを実施(例:検収センター等がどの様に機能しているかなどを確認、ルールの運用実態や問題点を確認、これまでの検討の経緯を確認 など)
-

今後の予定

- 報告書の受付(平成19年11月15日)
 - ・平成20年度科研費の応募要件(継続課題のみの場合も該当)
- 報告書の内容確認(～平成20年2月頃)
 - ・必要に応じて各機関に照会(11月下旬頃～)
- 現地調査(平成20年1月～2月頃)
 - ・検討会における現地調査の手法等の検討(11月頃～)
- 検討会における各機関の取組状況の確認と評価、問題点等の指摘(平成20年3月末目途)

(注) 上記スケジュールについては、変更があり得ます。

最後に

- ガイドラインへの対応の検討に当たっては、以下の点に特に留意してください。
 - ・ 研究資金の管理・監査は、各機関がそれぞれ自己の機関の現状と課題を把握して、主体的に取り組み、随時、改善を図っていくものです。（最初から完璧な対策を求めているわけではありません。）
 - ・ これを作らないと申請ができなくなる、といった受身的な意識で、形だけを整えるものにならないように留意してください。
 - ・ 特に事務職員の方には、研究費の適切な管理・監査と同時に、研究の特性を理解し、**効率的な研究遂行を支援する立場にあること**に留意してください。
-